

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	横山 (横山町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

現在、4経営体が農業に従事している。すべての経営体において後継者がおり、耕作面積を増やすか、あるいは現状の面積は維持したいと考えている。農場については、平成6年圃場整備事業が完了し、1haの圃場を基本となっており、令和元年から3カ年において暗渠排水設備の更新をしている。獣害については、獣害対策のフェンス設置や山林整備のおかげで、近年、減少している。
しかし、一方で、ここ数年、農業用送水管の破裂などの事故も発生し、農業用施設の経年劣化も顕在化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

近年、米価の下落や農業資材費や肥料の高騰、気候変動によるリスクなどから、農家の利益が減少している。米栽培から露地野菜やいちごの施設栽培など、高付加価値のある作物への転換も図っているが、まだまだ不十分である。名神高速道路 蒲生スマートインターなどの立地を十分に活かしておらず、1次産業のままの部分が大半である。直売所の開設など蒲生地区・八日市地区など一体となって、農家の生き残る道を模索すべきと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
4経営体で連携を取りながら、農地中間管理機構を利用して集積化・基盤整備に取り組む。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
農地中間管理機構を利用していないケースがある。出し手のメリット(税制の優遇措置や農地を売った場合の譲渡所得の特別控除)や受け手のメリット(賃料の支払いや所有者の相続等にも対応)を理解してもらい、農地中間管理機構を活用し集約化に繋げる。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
平成6年に1ヘクタールの大規模圃場への土地改良事業を実施しているが、約30年が経過している。今後は、農業用送排水路の経年劣化による事故や圃場の畔などが崩れる箇所が発生しており、今後、農地中間管理機構関連の農地整備事業などを利用して改修することが大切と考えている。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
農事組合法人や株式会社など経営努力をしている担い手がいる。今後も、もうかる農業を目指し、地域農業を支える人材がでてくるような魅力的で時代にあったスマートな農業の確立に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
大規模な2経営体については、高収益作物への転換を図っている。さらにもうかる仕組みを作るためにアウトソーシングできる分野については、利用しますます儲かる農業を目指します。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害対策から、毎月獣害防止フェンスの点検と補修を実施している。
- ③施肥作業などにドローンの活用や田植え機のGPS機能などを使用しているが、今後ますます効率よくするためにスマート農業を目指す。
- ⑦排水路の保全を毎年計画的に実施する。